

小平市立学校自閉症・情緒障がい特別支援学級に関する Q & A

【小・中共通】

No.	質問	回答
1	小平市の自閉症・情緒障がい特別支援学級とはどのような学級ですか。	知的発達に遅れが無く、自閉症又は情緒障がいの特性により通常の学級で活動することが日常的に難しい児童・生徒を対象とした学級です。児童・生徒はその学級に在籍し、毎日通い学習します。小集団（1学級8人以内）で、特性に応じた支援により、通常の学級に準じた教育課程に基づく学習や集団適応及び心身の調和的発達の基盤を培う「自立活動」を行います。
2	常に個別に対応してもらえますか。	自閉症・情緒障がい特別支援学級は、基本的に小集団で通常の学級に準じた学習を行います。常に個別に対応することはできません。
3	入級はどのような児童・生徒が対象ですか。	基本的に、次に掲げる(1)～(3)の全てを満たす児童・生徒です。 (1)知的障がいがなく、自閉症等又は情緒障がいの診断がある児童・生徒 (2)合理的配慮などの支援があっても、日常的に通常の学級への適応が困難な児童・生徒 (3)通常の学級における教育課程に基づいた各教科等の学習が可能な児童・生徒 ※多動等のある児童・生徒のための学級ではなく、落ち着いた環境が必要な自閉症等のある児童・生徒のための学級です。このことで、少人数での学校生活、学習活動が可能な教育環境を確保しています。
4	学習障がい(LD)又は注意欠陥多動性障がい(ADHD)の診断のある児童・生徒は、対象ですか。	平成25年文部科学省通知によると、学習障がい(LD)又は注意欠陥多動性障がい(ADHD)の診断のある児童・生徒は、 <u>特別支援教室での指導の対象</u> となります。 このことから、主訴が学習障がい(LD)又は注意欠陥多動性障がい(ADHD)による困難さの場合は対象外となります。ただし、重複障がい(自閉症や情緒障がい)による困難さが主訴の場合は、自閉症・情緒障がい特別支援学級の対象となる場合があります。
5	情緒障がいとはどのような状態のことですか。	周囲の環境から受けるストレスにより状況に合わない心身の状態が持続し、それらを自分の意思ではコントロールできず、学校や社会生活に適応できなくなる状態です。本市での情緒障がいの状態は、主に「選択制かん黙」に限らせていただきます。
6	入級にあたっては、特別支援教室の利用が前提ですか。	原則として、特別支援教室において十分な自立活動学習とアセスメント(実態把握)を行うことにより、適切な学びの場について、十分に検討する必要があります。

7	入級について、誰に相談したらいいですか。	まずは、在籍校の担任の先生や特別支援教育コーディネーターの先生等に相談してください。在籍校では、お子様についてのアセスメントを十分に行いますので、医師診察記録と発達検査の結果などの資料を学校と共有し、在籍校におけるアセスメントにご協力をお願いします。
8	学力はどのくらい求められますか。	通常の学級に準じた教育課程で学習しますので、基本的に学年相応の学力を確認する必要があります。在籍校の通常の学級や特別支援教室等において十分なアセスメントを行います。
9	年度途中での入級はできますか。	年度途中の入級はできません。自閉症や選択制かん黙の児童・生徒は新しい環境・人に対して繊細な感覚をもっていますので、年度途中からクラスメイトや環境が変わることは望ましくないと考えます。
10	自転車での通学は可能ですか。	自転車での通学はできません。
11	自家用車での送迎は可能ですか。	保護者の責任において自家用車で送迎することは可能です。乗降等については、自閉症・情緒障がい特別支援学級のある学校と相談してください。
12	公共交通機関を利用した場合、助成制度はありますか。	児童・生徒の通学費等について、就学奨励費という制度があります。受給を希望される方は、申請が必要ですので、詳しくは在籍する学校の事務室又は学務課（042-346-9570）にお問合せください。
13	通常の学級との交流及び共同学習は行いますか。	児童・生徒一人一人の状況に応じて、通常の学級との交流及び共同学習を行います。本学級での指導や交流及び共同学習などの体験の中で、困難さの改善・克服が図られたと判断される場合は、通常の学級への転学も視野に入ります。
14	自立活動とはどのようなものですか。	学習の一部の時間（週2時間程度）を設定し、児童・生徒の障がい、発達の段階等に応じて必要な学習をします。例えば、体の動かし方や話し方、友達と仲良くする方法、気持ちを落ち着かせる方法などを学びます。
15	不登校の児童・生徒は対象外ですか。	<u>自閉症・情緒障がい特別支援学級は不登校対策の学級ではありませんので、原則入級は認められません。</u> ただし、在籍校での不登校児童・生徒への対応により、自閉症や情緒障がいによる特性が原因で不登校であることが明らかになっている場合は、この限りではありません。全く登校実績がない場合等は、本人の実態把握ができないことから、入級は難しいと考えられます。

【小学校】

No.	質問	回答
1	小学校1年生の4月から入級できますか。	原則として、 <u>小学校入学後に、通常の学級への適応状況、特別支援教室による学習等を踏まえ、学校と相談のうえ検討してください。</u> 発達段階が低年齢である就学前の幼児については、その困難さが自閉症等によるものかどうか、一般的には見極めが難しいと考えられます。
2	転学のタイミングはどのように考えたらいいですか。	特に低年齢の段階では、状況に応じた配慮を行うことにより、可能な限り、集団活動を体験することができる通常の学級において学ぶ機会を確保することが望ましいと考えられます。個人差がありますが、当該児童の成長とともに困難さの改善・克服の状況を、通常の学級や特別支援教室において <u>慎重に見極めながら</u> 検討する必要があります。
3	自閉症・情緒障がい特別支援学級の見学はできますか。	感覚過敏等の特性のある児童・生徒等に配慮する必要があるため、まずは、在籍校の担任の先生に相談してください。在籍校から自閉症・情緒障がい特別支援学級のある学校に相談します。

【中学校】

No.	質問	回答
1	小学校6年生ですがどこに相談すればいいですか。	在籍校の担任の先生等にご相談ください。在籍校と保護者で中学校の自閉症・情緒障がい特別支援学級への入級が望ましいと合意形成されましたら、8月末までに保護者から就学相談室に申込をお願いします。
2	2年生や3年生になるタイミングでの転学は可能ですか。	可能です。まずは、在籍校の担任や特別支援教育コーディネーター等の先生にご相談ください。
3	二中以外の学校から転学する場合、制服はどうなりますか。	基本的には購入していただくこととなります。なお、数やサイズに限りがありますが、二中で制服のリユースもありますので、二中にお問合せください。
4	進路はどのようになりますか。	通常の学級の教育課程に準じた指導を行います。進路決定につきましては、個々の生徒の状況によります。
5	成績はつきますか。	通常の学級の教育課程に準じた指導と評価を行います。